

# 実務研究

日本税務会計学会  
平成27年5月 月次研究会



佐久間裕幸 [本郷]

## NPO育成の観点からの 個人寄附金税制の課題

### 1. 問題提起

平成16年版国民生活白書に「新しい公共」という言葉が登場して以来、公助（公すなわち行政が民に助けの手を差し伸べる）と自助（自ら己の課題を解決する）に対して、共助すなわち民間の力を通じて民を助ける、市場原理に乗せて民の求めるものを届けるという概念が注目されてきている。行政では国民や市町村民への平等性の確保に縛られて必要な支援ができない部分を住民のコミュニティ

### 2. NPOの資金源としての寄附金

寄附の規模は、国によって相違がみられるが、日本の場合、寄附の水準が英米より低く、その主因は個人の寄附が活発でないことのように見える\*1。人数的には、東日本大震災があった2011年には寄附を行った人の人数は、8512万人と推定され、15歳以上人口の76.9%に相当するとされる。しかし、その前の2009年は34.0%と推定されており、わが国の

などで解決しようというのが共助であり、地域コミュニティが弱体化している今日では、NPO（特定非営利活動法人に限らずソーシャルビジネスを行う主体である広義のNPO）が共助の主体として注目されてきている。NPOが行政の下請けではなく、自発的・自立的な活動を行うためには独自の財源が必要であり、この財源を寄附金に求めるといふ観点から所得税における寄附金税制を考えてみたい。

図表1. 寄附金控除の状況

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
人数(千人)	226	427	179	183
控除額(億円)	272	510	283	324
平均控除額(千円)	121	119	159	176

(国税庁「申告所得税標本調査結果」平成22年～25年分より)

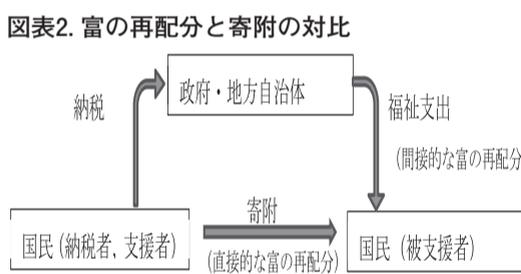
れゆえ、公共サービス提供の機能を行政よりも柔軟に、広域的に、実地に即して、安価に提供していくNPOが活躍することで、NPOを動かすための寄附文化の醸成が期待されることである。なぜなら、寄附とは、現場の実態をその目で把握した個人が自らの私財を投じて富の再配分を行う行為であり、直接的かつ効率的な富の再配分であるからである。

現状の個人に関する寄附金制度は、所得控除と税額控除の2つの方法に分かれており、概略を述べると次のとおりである。

- ① 特定寄附金の所得控除  
居住者が、各年において、国、地方公共団体、公益認定法人、認定NPO法人その他に特定寄附金を支出した場合、その者のその年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。ただし、学校の入学に関してするもの、寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるもの及び政治資金規正法に違反するものなどは除かれる(所法78②③、所令217、217の2、措法41の18、措法41の18の2、措法41の18の3、措法41の19)。
- ② 寄附金の税額控除  
税額控除については、政党又は政治資金団体に対する政治活動に関する寄附金で一定のもの、認定NPO法人等が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の支出、公益社団法人

は、寄附金控除は、福祉の向上の観点で効率的な税制であると言える。多くの場合、寄附金は、100億円程度の規模であると思われる。しかも、寄附を受け取った自治体からのお礼に相当する記念品などを目当てにしての寄附も少なくないと言われる、寄附として効率の良いものであるかについては議論の分かれるところである。大きな災害があった場合の効果については否定の余地はないが、平常時においては、都道府県・市区町村に対して寄附（ふるさと納税）をすると、寄附金のうち2千円を超える部分については、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される制度である。所得税の所得控除、住民税における住民税の税率である所得の10%相当額の税額控除に加えて、上記で控除できなかった寄附金額のうち2千円を超える部分を税額控除する制度となっている。この数年の利用者は、次のように推移している。

寄附金に関する優遇制度は拡充するべきであるが、ふるさと納税は、激甚災害があった都道府県、市区町村への寄附に限定するものとして、NPOへの寄附文化の醸成を優先するべきである。また、現状では、寄附金控除は、2千円を超えた額から利用することができるが、この2千円はあまりにも額が少ないということが言える。寄附金控除は、年末調整で利用することはできず、ふるさと納税ワンストップ特例を除いて確定申告によらなければならない以上、相応に事務手数料がかかる手続であり、5万円、10万円といった金額以上の寄附でなければ利用できないという制度にしても寄附文化を損なうことにはないのではないかと思われる。ある意味では、自らの可処分所得の中から寄附を行うからこそ、利他心を満たすことができるという効果もあるし、それが本来の寄附である。したがって、寄附金控除限度額2千円の大幅引き上げをする、ふるさと納税よりも一般の寄附を優遇するなど寄附金税制には、大きな課題があると考えられるのである。



国家として、寄附が持つこの機能を認識しているからこそ、寄附を優遇する寄附金税制が整備されているのだと理解できる。たとえば、国民が1000の寄附をするにあたって、寄附金優遇税制で40の還付を国がしたとしよう。国は、税収を40減らすことにより1000の福祉支出をしたのと同じ効果を得られるのである。社会的な福祉を求める国民を探索するコストを掛けずにかつ税収減の2.5倍の財政支出をしたのと同じ効果が得られることになる。

図表3. ふるさと納税の利用規模

年度	利用人数(人)	寄付金額(千円)
平成21年1月～12月寄付分	33,104	6,553,183
平成22年	33,458	6,708,590
平成23年	741,677	64,914,901
平成24年	106,466	13,011,278
平成25年	133,928	14,189,345

総務省ふるさと納税ポータルサイトより

我が国に寄附文化が定着していないことは上述したとおりであるが、それであれば、寄附金控除は拡充の方向で考えるべきである。しかしながら、財政難の現状を考えると単純に拡充するということも躊躇されるところである。政府の失敗という概念を前提とするのであれば、国・地方公共団体への寄附金をNPOへの寄附よりも優遇するのは寄附金控除の趣旨に反することになる。この観点からは、

図表3. ふるさと納税の利用規模

東日本大震災があった平成23年のふるさと納税額は

\*1 日本ファンドレイジング協会「寄附白書2012」P. 95～96、経団連出版2012年

\*2 日本ファンドレイジング協会、前掲P. 23